

全日病 保健指導士（AJHA ヘルスマネージャー）の資格更新について

1. はじめに

全日病「保健指導士」としての技能の維持・向上を図るため更新制度を設けています。

2. 認定期間について

全日病「保健指導士」の認定期間は受講修了後 5 年間となっており、認定期間を過ぎた場合、認定は失効し、本名称を使用することはできません。

3. 継続認定について

以下のいずれかの方法により、認定期間内に 5 単位以上履修された方には、新たに認定証を発行いたします。

- ①全日病主催の保健指導士更新研修（3年に1回開催）に参加（5単位）
- ②全日病主催の特定保健指導実施者 経験者研修に参加（2単位）
- ③全日病主催の特定保健指導実施者 食生活改善指導担当者研修修了者が
全日病主催の特定保健指導実施者 初任者研修に参加（2単位）
- ④全日本病院協会主催 全日本病院学会 人間ドック委員会企画に参加（2単位）
- ⑤保健指導に関するレポートを提出（1年に1回まで）（2単位）

< 手続方法 >

①～③の場合

特に手続きは必要ありません。認定期間満了前に新しい認定証をお送りいたします。

④の場合

全日病学会 人間ドック委員会企画で配布する参加証を FAX 又はメールにてお送りください。

⑤の場合

保健指導についてレポート（※注）を全日病事務局へ FAX 又はメールにてお送りください。

※注 ⑤レポートの例（下記以外のレポートを提出したい場合、その他不明な点等についてはお問い合わせください。なお、決まった様式はございません。）

- ・保健指導を実施した場合
 - ①対象者の概要（年齢、身長、体重、健康リスク等）、②指導期間および指導内容
 - ③指導の効果、④考察、についてご記載ください。
- ・特定健診・特定保健指導に関する研修を受講した場合
 - ①研修概要（主催者、日時、会場）を記載していただくか内容が分かるプログラム、受講証・修了証等をお送りください、②受講内容、③考察、についてご記載ください。
- ・自己学習（読書・DVD等）の場合
 - ①教材名、②内容、③考察、についてご記載ください。

4. 継続認定の単位調整における猶予について

継続認定の単位調整のため、2018 年度～2020 年度に認定期間が切れる方については 2021 年度までの猶予期間（2022 年 3 月 31 日まで）を設けます。

5. 新しい認定証の送付時期について

5 単位を取得された方には更新年度の 2 月頃に新しい認定証の送付を予定しています。
顔写真付きの「認定カード」の発行を希望される場合は、新しい認定証と一緒に同封される申込書にて別途お申込みください（発行手数料 5,000 円（税抜））。

6. 登録情報について

登録情報に変更がある場合は速やかに下記事務局までご連絡下さい。

7. 個人情報について

個人情報は適切に処理し、保健指導士に関する目的以外には使用いたしません。

【問合せ先】

公益社団法人全日本病院協会事務局 人間ドック委員会 担当
〒101 - 8378 東京都千代田区神田猿楽町 2-8-8 住友不動産猿楽町ビル 7 階
TEL 03 - 5283-7441 FAX 03 - 5283-7444 Eメール ningendock@ajha.or.jp